

第10弾販売決定!

羽村にぎわい商品券

羽村市商工会では、今年も「羽村にぎわい商品券」を販売します。

羽村にぎわい商品券第10弾

10%お得な商品券です。

発行日 2月18日(日)

発行総数 2万冊

販売価格 1冊1万円(500円券×22枚つづり)で1万1000円分利用できます。

※A券10枚(全加盟店で利用可能)・B券12枚(大型スーパー以外の加盟店で利用可能)となります。

※詳しくは、今後の広報はむらなどでお知らせします。

取扱い加盟店・商品券を使ったキャンペーン募集

商品券を取り扱っていただける商店・事業所を募集します。

商品券利用者の利便性を高め、市の経済を活性化するため、多くの商店・事業所の参加をお願いします。

加盟には事前登録が必要です。加盟店の情報は、チラシに掲載するなど積極的にPRします。

併せて、商品券を使った店独自のキャ

取扱加盟店募集

メンバーを募集します。店のサービスを多くの方に知っていただけるチャンスです。

この機会を、積極的に活用してください。

参加資格 市内で経営している商店・事業所(性風俗関連特殊営業に関わる商店・事業所を除く)

募集期間 1月10日(水)まで

登録方法 商工会窓口で配布する申込用紙に記入し、郵送・ファクスまたは直接商工会へ〒205-0002

羽村市栄町2-28-7 FAX 555-6210

※申込用紙は、羽村市商工会ウェブサイトからダウンロードすることができます。

※直接の場合の受付時間は、12月29日(金)〜1月3日(水)、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問合せ 羽村市商工会 ☎ 555-1621
11/産業振興課商工観光係 ⑥58



固定資産税に関する届け出・申告など

取壊し家屋(建物)の届け出

平成29年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

登記されている家屋

東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記をしてください。

未登記の家屋

課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出してください。

取壊しの届け出がないと、平成30年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

住宅用地などの申告(申告期限1月31日(水))

市内に土地を所有している方で、平成29年中に次に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

○土地を新しく住宅用地として使用した
○土地を住宅用地として使用しなくなった

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新(増)築した

○住宅を事業用家屋に用途変更した
住宅建替え中の住宅用地の特例(建替え特例)

住宅用の家屋が建設されていない土地や建設中の土地については、原則と

して住宅用地の特例は適用されませんが、建替えにより住宅を取り壊し、賦課期日(1月1日)に住宅が存在しない場合、住宅の新築工事に着手しているなどの一定の要件を満たす場合は、住宅用地の特例を受けることができます。

この特例を受けるためには、土地の所有者からの申告が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

固定資産税(家屋)の減額措置

「住宅のバリアフリー改修」「住宅の耐震改修」「住宅の省エネ改修」について、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額処置を受けられます。

改修工事後3か月以内に申告が必要です。改修工事の要件、減額の範囲、申告方法などについて、詳しくは問い合わせてください。

その他

特定の要件(減免理由ごとに定められています)を満たす場合について、申請により固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

申告先・問合せ 課税課資産税係 ④157

はむら家族「愛情はむら」

問合せ シティプロモーション推進課シティプロモーション係内 342



愛情はむら

「子育てしやすいまち」羽村市の魅力や市民記者が取材して書いた記事を市公式PRサイトで公開しています。詳しくは「愛情はむら」で検索してください。

羽村市で子育てを楽しんでいる「はむら家族」に登場していただいています。今月は「鈴木さん家族」です。

鈴木さんから一言

羽村は花がいっぱい。緑に川に自然がたくさんあります。さくらまつりとチューリップまつりが大好きで、毎年家族でお花見に行っています。

公園の多さには驚きました。家から一番近くの水木公園では、夏はアイスを買に行きながら寄ったり、秋はどんぐりを拾ったりしています。下の子はカバの像がすごく好きで、上の子は飛行機の遊具が大好き。広いので追いかけて遊んでいます。

撮影場所 水木公園

入学期日および学校指定通知書の送付

4月から市立小・中学校へ入学するお子さんのいる家庭に「入学期日および学校指定通知書」を送付します。

対象

- 小学校：平成23年4月2日～平成24年4月1日に生まれた方
- 中学校：平成17年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方
- 1月下旬までに通知が届かない場合や次の場合は連絡してください。
 - 3月末日までに転出・転居するとき
 - 私立学校などに入学するとき

○ 外国籍市民の方で、市立小・中学校に入学を希望するとき

○ 横田基地内に住所がある場合

■ 次の場合は、指定された学校を変更することができます。

○ 住宅の新築または購入などの理由で、指定学区外に転居する予定があるとき

○ 指定学校の変更を行い通学している小学校を学区域とする中学校へ入学を希望するとき

※変更を希望する場合は、問い合わせてください。

問合せ 学校教育課学務係内 358

ハローワーク青梅

合同就職面接会 in 羽村

ハローワーク青梅では、羽村市などとの共催により、羽村市・福生市・青梅市および近隣での就職を希望する方を対象とした就職面接会を行います。

日時 1月18日(木)午後1時30分～4時
(受付は午後1時～3時)

会場 羽村市産業福祉センター2階(羽村市緑ヶ丘2-11-1、JR青梅線羽村駅徒歩10分)

対象 羽村市・福生市・青梅市および近隣で就職を希望する方

参加企業 11社(予定)

※参加企業の情報は、ハローワーク青梅ウェブサイトをご覧ください。

※直接会場へお越しください。

持ち物 複数枚の履歴書(複数の企業の人事担当者と直接面接可)・筆記用具

問合せ ハローワーク青梅職業相談コーナー
☎0428-24-9163

